

特色

- 手ごろな共済掛金でご加入になれます
- 共済金の支払いは迅速でしかも簡単な手続きで行われます
- 事業所が負担した掛金は福利厚生費として全額損金処理できます
- 企業が共済契約者で企業が共済金受取人となります
- 保障の範囲は傷害に限らず病気死亡に対する保障もあります
- 業務上業務外を問わず生命と傷害の危険に対して保障があります

掛金と給付金 共済の種類	共済金額	共済掛金 (年払)	死亡、高度障害共済金額			後遺障害共済金額	医療共済金額	
			病気による 死亡、高度 障害のとき	傷害による 死亡、高度 障害のとき	災害による 死亡、高度 障害のとき	傷害または災害 により身体障害 を生じたとき	傷害または災害により7日 以上医師の治療を受けたとき 入院1日に付	実通院1日に付
生命傷害 コース	100万円	10,000円	100万円	200万円	300万円	3万円~200万円	1,200円	600円
	200万円	20,000円	200万円	400万円	600万円	6万円~400万円	2,400円	1,200円
	300万円	30,000円	300万円	600万円	900万円	9万円~600万円	3,600円	1,800円
傷害コース	100万円	4,000円	—	100万円	200万円	3万円~200万円	1,200円	600円
	200万円	8,000円	—	200万円	400万円	6万円~400万円	2,400円	1,200円
	300万円	12,000円	—	300万円	600万円	9万円~600万円	3,600円	1,800円
生命コース	100万円	6,000円	100万円					

私たちはこんな共済制度を提供しています！！

火災共済

火災共済 台風にも安心
火事だけでなく自然災害でも補償します。

自動車事故費用共済

あなたの誠意をカタチに。私たちが応援します。
もし事故を起こしたら、もしもの時...お手頃な掛金でもうひとつの安心を！
お見舞い費用や香典料など、万一のときあなたの経済的負担をサポートします。

自動車共済 (関東自協受託)

「しんらい」をお届けします！
損保や他共済からも無事故歴を継承します。
ロードアシスタンスサービスで24時間・365日バックアップしています。各種割引も充実しています。

傷害総合保障共済 (全日本火災共済協同組合受託)

磐石な保障と健康支援サービスで中小企業の福利厚生を手厚くサポート！
ネットの掛金と健康支援サービスで、小さな負担で大きな安心。
ケガや病気、要介護までしっかり保障します。

医療総合保障共済 (全日本火災共済協同組合受託)

もしもの時に役に立ちたい！ ミニ医療共済・がん共済・しっかり医療ガード
「3つのプラン」と健康支援サービスで中小企業の福利厚生をサポートします。
日常生活から海外旅行中の病気やケガの入院・手術を保障します。先進医療特約の付帯も可能です。

お問い合わせ・お申し込み先

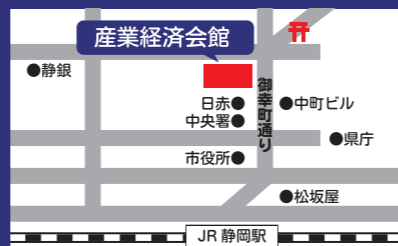


静岡県火災共済協同組合

〒420-0853 静岡市葵区追手町44番地の1

(静岡県産業経済会館7階)

TEL(054)254-9161 FAX 054-271-0420



静岡県火災共済協同組合

生命傷害共済



安心
の
ご提案

年令別共済金額引受限度基準

満年令 共済の種類	6才以上60才未満	60才以上65才未満	65才以上70才未満	70才以上75才未満	75才以上80才未満
生命傷害コース	300万円	新規加入 200万円	継続延長 100万円	継続延長 100万円	
傷害コース	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
生命コース	100万円	継続延長 100万円	継続延長 100万円		

共済期間

共済契約の申込日の翌月1日午前0時から1年とし、毎年自動で更新継続されます。

共済責任の開始時期

初年度契約の場合、申込書の提出と共済掛金を指定金融機関に払い込みされた日の翌日の午前0時とします。

共済金の請求、支払い

共済金の請求事由が発生したときは、直ちに通知してください。

共済金受取人は2か月以内に所定の請求書および必要書類を提出してください。事故通知がなく2か月を過ぎますと、共済金をお支払いできなくなることがあります。

共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金をお支払いする場合
死亡共済金	共済期間中の疾病または傷害により死亡したとき
高度障害共済金	共済期間中の疾病または傷害により高度障害状態となったとき
傷害死亡共済金	共済期間中の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
傷害高度障害共済金	共済期間中の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態となったとき
後遺障害共済金	共済期間中の傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款に定める後遺障害が生じたとき
災害死亡共済金	共済期間中の災害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
災害高度障害共済金	共済期間中の災害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態となったとき
災害後遺障害共済金	共済期間中の災害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款に定める後遺障害が生じたとき
傷害入院共済金 傷害通院共済金	共済期間中の傷害により、その直接の結果として、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の発生の日からその日を含めて90日以内に医師の治療を受け、その治療期間が1週間以上に及んだとき。ただし、その給付する期間は、同一事故について事故の日からその日を含めて1年間が限度。

※傷害とは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいいます。

※災害とは、以下のいずれかに該当する傷害をいいます。

- ① 運行中の交通乗用具に搭乗していない被共済者が、運行中の交通乗用具との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害
- ② 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被共済者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内にいる被共済者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害
- ③ 道路通行中の被共済者が、次のア. からエ. までに掲げる事故のいずれかによって被った傷害
ア. 建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からのものの落下
イ. 崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
ウ. 火災または破裂・爆発
エ. 作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突・接触等または作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の衝突・接触・火災・爆発等
- ④ 建物の外壁の崩落または建物の火災。ただし、崩落または火災の発生時に、被共済者が、その建物内にいた場合に限りです。
- ⑤ 台風竜巻
- ⑥ 落雷

共済金をお支払いしない主な場合

共済金の種類	共済金をお支払いしない主な場合
死亡共済金 高度障害共済金	■初年度契約の責任開始日から共済期間満了の日までの自殺行為 ■故意または重大な過失 ■闘争行為または犯罪行為 ■刑の執行 ■戦争、外国の武力行使または暴動等
傷害死亡共済金 傷害高度障害共済金 傷害後遺障害共済金 傷害入院共済金 傷害通院共済金	■自殺 ■故意または重大な過失 ■闘争行為または犯罪行為 ■刑の執行 ■精神障害または泥酔状態の間に生じた事故 ■脳疾患、疾病または心神喪失 ■妊娠、出産、早産または流産 ■外科的手術その他の医療処置 ■薬物依存 ■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合は除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ■無資格運転、酒に酔った状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ■戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ■頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

ご契約の際のご注意

告知義務

共済契約者、被共済者には、共済契約の締結に際し、告知事項^(注)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

この項目が事実と違っている場合、または事実を記入しなかった場合には、ご契約を解除することや、共済金をお支払いできないことがあります。告知事項の記入内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

（注）危険に関する重要な事項として当組合が告知を求めるもので、共済契約申込書に★印がついている項目のことです。

ご契約後のご注意

通知義務

- ① 共済契約証書記載の住所を変更された場合は、遅滞なく取扱代理所または当組合までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- ② 本共済では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。これらの職業に就かれた場合は、遅滞なく取扱代理所または当組合までご通知ください。ご契約を解除しますのであらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、共済金の支払事由が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後の身体障害に対しては、共済金をお支払いできません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競走選手、自動車競走選手、自転車競走選手、モーターボート競走選手（水上オートバイを含みます。）、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士

- ③ 上記以外のご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理所または当組合までご通知ください。

クーリングオフについて

共済期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフ制度の対象ではありませんのでご注意ください。

組合員資格のご確認

ご加入にあたり、ご契約者の組合員資格について確認をさせていただきます。なお、新たに組合員となる場合は出資金が必要となります。また、組合員以外のご契約はお取扱いできない場合があります。

個人情報の取扱いについて

この共済契約に関する個人情報は、当組合がこの共済引受の審査および履行のために利用するほか、当組合が、この共済契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や共済引受の審査および共済契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用したりすることがあります。（商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。）

ただし、保健医療等の特別なセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は中小企業等協同組合法施行規則等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この共済契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務提携先（共済代理所を含む）、保険仲立人、医療機関、共済金の請求・支払に関する関係先等に提供することがあります。

このパンフレットは「生命傷害共済」の概要を説明したものです。ご契約の際には、重要事項説明書及び普通共済約款をご一読ください。